主 本件訴訟は、当審に係属している。 事 実

- 一 被控訴代理人は、本件中間の争につき「本件訴訟は、昭和四五年五月一九日、 控訴人(第一審原告)等の控訴の取下により終了した。」との判決を求め、次のと おり陳述した。
- のの際地でに。 (一) 本件控訴事件において、第一審原告として控訴したのは、控訴人A等二二人であるが、そのうち、控訴人Bは昭和四五年二月四日、その他控訴人二一人は同年五月一九日、それぞれ控訴の取下をしたので、これにより、本件訴訟は、終了したものである。
- (二) 第一審補助参加人たる控訴人(以下、単に「参加人」という。)等は、第一審原告たる控訴人(以下、単に「第一審原告」という。)等が控訴の取下をしても、参加人等が控訴の取下をしない以上、控訴の取下は、その効力を生じない、と主張する。

しかし、参加人等の参加は、共同訴訟参加でも、共同訴訟的補助参加でもなく、 単なる補助参加にすぎないから、第一審原告等が控訴を取下げた以上、参加人等 は、独立して控訴を維持することができず、訴訟は、右により終了したものという べきである。

ゖだし、

1 参加人等の参加は、共同訴訟参加ではない。そのことは、(1)参加人等が昭和四四年五月一五日付で原審に提出した申出の書面の表題に「補助参加の申立」とあり、参加の趣旨中に「原告等を補助するため右訴訟に参加したく申立する。」と記載され、補助参加の申出に貼用すべき額の印紙が貼用されていること、(2)参加人等の中には、後述のとおり、本件訴訟の前提となるべき監査委員に対する監査の請求をしておらず従つて本訴の当事者適格を有しない者や、すでに東京都中野区から転出して同区の住民でなくなつた結果本訴の当事者適格を失うにいたつた者がふくまれていること(当事者適格を有しない者が共同訴訟参加をなしえないことは、いうまでもない。)によつても、明らかである。

は、いうまでもない。)によっても、明らかである。 元来、この種の、いわゆる住民訴訟の目的は、当該地方公共団体の利益を確保しるとするにあり、住民各人は、抽象的ないし反射的ともいうべき利害関係に立きず、その具体的な権利を保護するという作用は、存しないのであるからにすぎず、その具体的な権利を保護するというに該当するような法律上の利害者の一方と合一にのみ確定すべき場合、というに該当するような法律上の利害という。)第四三条第三項、第四一条第一項の規定により、本件訴訟法(「行訴法」という。)第四三条第三項、第四一条第一項の規定により、本件訴訟の表達を表別の代表が表別である。 「行訴法」という。)第四三条第三項、第四一条第一項の規定により、本件訴訟のおいるによいるに、は、本件訴訟のが、また、地方自治法第二四二条の二第四項の規定によい、は、また、地方自治法第二四二条の二第四項の規定によいるにおいては、すでに、係属する訴訟の請求と同一の請求に関する別訴の提起が対応がある。

2 参加人等の参加は、共同訴訟的補助参加でもない。参加人等の中には、本件訴訟につき当事者適格を有しない者がふくまれており、まず、これらの者の参加は、共同訴訟人に準じた地位を認められる共同訴訟的補助参加の性質を有しないものというべきであるが、その他の参加人の参加についても、結論は、同様である。

判例中には、補助参加に共同訴訟的補助参加としての効力を認めたものがあるが、それは、いずれも判決がその効力を補助参加人に及ぼす場合であつて、このような場合には、補助参加人に対し、特に共同訴訟人に準ずる地位を与えようというが、共同訴訟的補助参加なるものを認めた趣旨にほかならない。しかるによいて、第一審原告等の請求は、被控訴人たる区長の契約行為を差止めるというにおいて、第一審原告等の請求は、被控訴人たる区長の契約行為を差止めるというにあるから、その勝訴判決で確定されるものは、訴外京成電鉄株式会社に対する本件土地の売却という被控訴人の行為の差止めにすぎない。第一審原告等はいても、その訴訟活動の趣旨は、区の財務処理の公正を図ろうというにあり、訴訟の結果につき具体的なない、区の財務処理の公正を図ろうというにあり、訴訟の結果につき具体的にあり、の財務処理の公正を図ろうというにあり、訴訟の結果につき具体的にあるとの財務の対方によるの対方を図る方式ではないから、第一審原告等と参加人等とのあいだに合っ、対方を及ぼでき権利関係というものは、ありえず、本件判決が参加人等にその効力を及ぼするとも、ありえない。

この種住民訴訟においては、前述のとおり、別訴の提起が禁止されているが、それは、濫訴の弊を防止する趣旨であつて、判決の効力を合一にのみ確定すべき積極的な理由があるわけではないから、本訴終了後、第一審原告等以外の住民がさらに

同旨の訴を提起することまで禁じられておらず、その点からいつても、参加人等に 共同訴訟人に準じた、地位を認める必要はない。

共同訴訟的補助参加人の地位は、行訴法第二二条の規定による参加人の地位とほぼ同様であるから、本件訴訟の参加人に共同訴訟的補助参加人の地位を付与することとすれば、同法第四三条第三項、第四一条第一項の規定で、この種の民衆訴訟に同法第二二条の規定の準用を排除している趣旨を没却することになりかねず、その点からも、参加人等の主張は、承認しがたい。

- 同法第一一案の規定の年間では、 点からも、参加人等の主張は、承認しがたい。 3 被控訴人としては、以上のような考え方から、参加人等が、本件訴訟につる適格 補助参加の要件、すなわち、「訴訟ノ結果ニ付利害関係ヲ有スル第三者」たる適人を の申出の趣旨が単なる補助参加とされていたので、第一審における訴訟の遅延を それて、その参加につきあえて異議を述べなかつたものである。しかるに、 を加入していないの後になつて、前訟は終了していない、と主張するに、 は、共同訴訟的補助参加であつて、訴訟は終了していない、と主張するに、 は、共同訴訟の終了の引延ばしを図ろうとする行為といわざるをえない。 (三) 参加人等の中には、次のとおり、当事者適格を有しない者がある。 1 参加人等のつうち、参加人ないます。
- 1 参加人等のうち、参加人C等四二人、同D等四人が、それぞれの主張の日に監査の請求をし、その主張のとおり監査の結果の通知を受けたことは、認めるが、参加人E、同F、同G及びHの四人は、監査の請求をしていないので、当事者適格を有しない。
- 2 参加人等のうち、参加人Iは昭和四五年四月二五日、同Jは同年五月八日、同 Kは昭和四六年一月一三日、同Lは昭和四五年七月二〇日、同Mは同年五月八日、 同Nは同年六月二一日、それぞれ肩書住居に転出し、中野区の住民ではなくなつた から、これにより、本訴の当事者適格を失つたものである。
- 二 参加人等の訴訟代理人は、本件中間の争につき、主文同旨の判決を求め、次の とおり陳述した。
- (一) 参加人等が原審に提出した参加の申出の書面には、「補助参加の申立」という表題を付し、参加の趣旨中には、「原告等を補助するため右訴訟に参加したく申立する。」という記載があるが、民事訴訟法(以下、「民訴法」という。)第六四条の補助参加と、同法七五条の共同訴訟参加とは、参加申出の方式が同一であるので、(民訴法第六五条、第七五条)の右のような表現を用いたまでであつて、この参加の性質は、補助参加ではなく、共同訴訟参加である。
- 1 けだし、本件訴訟は、東京都中野区の住民たる第一審原告等が、その住民たる資格に基いて提起したいわゆる住民訴訟であり、参加人等もその住民たる資格に基いて参加しているのであつて、正に、訴訟の目的が、当該地方公共団体の住民たる第一審原告等、参加人等を通じて合一にのみ確定すべき場合にあたるものというべく、参加人等のうち、訴提起の適格をそなえた者が、共同訴訟人として参加しうることは、明らかだからである。

- (二) 仮に、参加人等の参加が補助参加であるとしても、それは、共同訴訟的補助参加と解されるべきである。けだし、この種の訴訟において広く住民一般に出訴権が与えられている趣旨は、住民個人の利益を保護しようという点にあるのではな

く、住民の手により地方公共団体の財政の公正な運営を図ろうとするにあるのであるから、住民各個の具体的な利害関係の有無、深浅にかかりなく、住民たるとされて、住民各個の科害は捨象されて、単一の訴訟による一挙は決がはかられる(別訴の禁止は、かかる趣旨であって、参加にた対したが、その判決は、訴訟のかような性格上、かような地位にある住民の補助をが、その判決は、訴訟のからな性格上、かような地位にある住民の補助をがである。と解されるべきであり、従つてまた、かような地位にある住民の補助をかける。と解されるべきであり、従ってまるものというべきだからして、対していならば、共同訴訟が加ではないがである。とのとおり、参加人等が控訴を取下げることなく、単なとのとのに、後加人等が控訴を取下げることなく、本件訴訟が終了一審原告全員が控訴を取下げても、訴訟が終了することはなく、本件訴訟が終了一審原告全員が控訴を取下げても、訴訟が終了することはなく、本件訴訟と、なお適法に係属しているものというべきである。

理 由

一 本件において、第一審原告として控訴した控訴人A等本判決当事者表示欄掲記の二二人が、それぞれ、被控訴人主張の日に、適式な控訴取下の書面を当裁判所に 提出したことは、記録上明らかである。

現時点における本件の争点は、右取下行為後における本件訴訟の帰すうであり、 そのことは、参加人等の参加性質いかんに由来するものであるから、以下、この点 につき判断する。

二 参加人等の参加が民訴法第七五条に定める共同訴訟参加でないことは、明らかである。

(一) けだし、参加人が原審に提出した参加申出の書面の体裁が被控訴人主張のとおりであることは、記録上明らかであつて、すでにその点からこれを補助参加と解さざるをえないばかりでなく、原裁判所も、これを補助参加として取扱い、訴訟関係人のなに人からも、従来これに対し異論をとなえられた事情の存しないことは、記録の全記載及び弁論の全趣旨に徴して認められるから、今において、これを、補助参加と全く性質を異にする共同訴訟参加と解する余地はないものというほかない。

(二) もつとも、本訴のような住民訴訟においては、共同訴訟参加は、およそ認めることができない、という被控訴人の見解には、到底与することができない(このことは、後に、共同訴訟的補助参加につき判示する場合に関連をもつので、これに関する当裁判所の見解をのべることとする。)。

およそ、この種の住民訴訟においては、当該地方公共団体の住民は、監査委員に対する監査の請求を経た以上、なに人といえども、訴を提起することができるのあるから、同一の訴訟の目的につき当事者適格を有する者が多数存する場合にいる当し、いわゆる類似必要的共同訴訟として、その判決は、現に訴訟を追行している当事者のほか、第三者たるすべての住民にも効力を及ぼし、従つて、訴訟の目的がは事者の一方及び第三者につき合一にのみ確定すべき場合に相当するものといわければならない。そして、かような場合に、その第三者が共同訴訟人として訴訟に参加しうることは、民訴法第七五条に明定するところであるから、することができてある。

被控訴人は、住民訴訟においては住民が個人として訴訟の結果につき具体的な権利関係を有しないことをあげて、共同訴訟参加を認めえないことの理由としようとするが、監査請求を経た住民がその資格において訴訟につき当事者適格を与えられている以上、具体的な利害関係の有無は、共同訴訟参加の許否に影響を及ぼすものではない。また、住民訴訟において、同一の請求に関する別訴が禁止されていること(地方自治法第二四二条の二第四項)も、もとより、係属中の訴訟に対する共同訴訟参加まで許さないものとする理由となるものではないし、行訴法の規定のいかんによつて、右の解釈が左右されるべきいわれもなく、被控訴人のこれらの点に関する主張は、すべて理由がない。

ただ、住民訴訟には、訴を提起しうる期間(以下、「出訴期間」という。)の定めがあるから(地方自治法第二四二条の二第二項)、その期間経過後に、共同訴訟参加をすることができないことは、当然である。

三 参加人等の参加が単なる補助参加であるか、いわゆる共同訴訟的補助参加と解 すべきかについては、問題がないわけではないが、当裁判所は、次のとおり考え る。

(二) ところで、本訴のような住民訴訟は、住民の参政措置の一環として、地方 自治運営の腐敗の防止矯正とその公正の確保を図ろうとするものであり、住民の個 人的利益の保護を目的とするものではないが、その目的はそれとして、実定法上、 住民としての各個人に独自の訴権が与えられており、しかも、その共同の又は累次 的な行使等につき格別の法的規整が存しない以上、右の法理につき、基本的に、異 別に解すべきいわれはない。

(三) これを本件について見るに、成立に争のない甲第三三号証によると、第一審原告等により監査の請求に対し監査結果の通知が発せられたのは、昭和四四年三月一五日であつて、該通知は通常の書留郵便物の配達期間内に第一審原告等に到達したものと認められるから、同年五月一五日にされた参加人等の補助参加の申出(このことは、記載上明らかである。)に第一審原告等の本訴につき定められた出訴期間の経過後にされたものと解するほかない。

ところで、他面、参加人E、同F、同G及び同Hを除く参加人四六人が、その主張のとおり、同年三月六日又は同月二七日に本件事案につき監査委員に対する監査の請求をしたこと、該請求に対し同年四月三〇日監査委員から監査結果の通知が発せられ該通知が通常の書留郵便物の配達期間内にそれぞれ右参加人等に到達したことは、当事者間に争がないから、右参加人等じしんの訴提起に関する出訴期間は、地方自治法第二四二条の二第二項第一号の規定により、右通知を受けた日から三〇日以内ということになり、右参加人等の前記補助参加の申出が、その期間内にされたものであることは、計数上明らかである。従つて、前述の法理により、右参加人等の補助参加は、共同訴訟的補助参加の効力を有するものといわなければならない。

四 なお、前記参加人四六人の中に、東京都中野区から転出し、すでに同区の住民でなくなつた者のあることは、当事者間に争がないけれども、もとより右四六人の参加人全員が同区から転出したわけではなく、現在なお同区の住民たるもののあることは明らかであつて、すくなくとも、それらの者が、現在なお共同訴訟的補助参加人たる地位を有することは、いうまでもないから、本件中間の争に関する限り、前記転出者の訴訟上の地位につき判断するまでもなく、本件には共同訴訟的補助参加人が存するものとして、第一審原告等による控訴取下の行為にかかわらず、本件、おより、当時のとなる。

五 よつて、主文のとおり中間判決する。 (裁判官 桑原正憲 寺田治郎 濱秀和)